

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	個人市民税・県民税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

可児市は、個人市民税・県民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

可児市長

## 公表日

令和5年2月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人市民税・県民税に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民生活を支える様々な施策の財源とするため、地方税法に基づき、個人市民税・県民税について、課税に必要な調査を行い、賦課徴収している。</li> <li>・所得課税証明書の交付などの税務証明を行っている。</li> <li>・他の行政機関からの照会に対する回答、課税資料の閲覧に応じている。</li> <li>・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>①課税権のある住民及び課税権のない住民に関する情報の管理</li> <li>②給与支払報告書、年金支払報告書、確定申告書及び市県民税申告書等の課税根拠資料の個人特定及び管理</li> <li>③所得及び控除等の管理</li> <li>④課税標準額及び市県民税額の算出</li> <li>⑤市県民税の徴収方法、納期毎の期割税額、納期限の管理</li> <li>⑥扶養関係情報の管理</li> <li>⑦普通徴収、給与特別徴収及び年金特別徴収に係る納税通知書、納付書(納入書)、課税明細書等の発行</li> <li>⑧所得課税証明書及び納税証明書等の証明書の発行</li> <li>⑨地方税法第294条第3項に基づく他市区町村宛の通知書や税務署連絡せん等の発行</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。</li> </ul>
③システムの名称	市県民税システム、宛名管理システム、住民税申告受付支援システム、電子申告(eLTAX)システム、コンビニ交付システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
市県民税システムファイル、宛名ファイル、住民税申告受付支援システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表第一の16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[ 実施する ]</div> <div style="font-size: small;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div> </div>
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号、別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	可児市総務部税務課 〒509-0292岐阜県可児市広見一丁目1番地 TEL:0574-62-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	可児市総務部税務課 〒509-0292岐阜県可児市広見一丁目1番地 TEL:0574-62-1111(代表)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年3月19日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年3月19日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 5②所属長	課長 大澤 勇雄	課長 宮崎 卓也	事後	・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成28年11月7日	I 1③システムの名称	、電子申告(eLTAX)システム、中間サーバ	、電子申告(eLTAX)システム、コンビニ交付システム、中間サーバ	事前	
平成30年5月21日	I 5②所属長の役職名	課長 宮崎 卓也	課長	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
令和1年6月28日	IV リスク対策	-	項目の追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年3月19日	I 3②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表第一の16の項	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の1の項、2の項、3の項、4の項、6の項、8の項、9の項、11の項、16の項、18の項、23の項、26の項、27の項、28の項、29の項、31の項、34の項、35の項、37の項、39の項、40の項、42の項、48の項、54の項、57の項、58の項、59の項、61の項、62の項、63の項、64の項、65の項、66の項、67の項、70の項、71の項、74の項、80の項、84の項、87の項、91の項、92の項、94の項、97の項、101の項、102の項、103の項、106の項、107の項、108の項、113の項、114の項、115の項、116の項、117の項、120の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	I 5①部署	可児市総務部税務課 〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地	税務課	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	I 7請求先	可児市総務部税務課 〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地	可児市総務部税務課 〒509-0292岐阜県可児市広見一丁目1番地 TEL:0574-62-1111(代表)	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	I 8連絡先	可児市総務部税務課 〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地	可児市総務部税務課 〒509-0292岐阜県可児市広見一丁目1番地 TEL:0574-62-1111(代表)	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	II 1対象人数いつの時点の計数	H26.7.18	R2.3.19	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	II 2取扱者数いつの時点の計数	H26.7.18	R2.3.19	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和5年2月27日	I 4②法令上の根拠	第19条第7号	第19条第8号	事後	年1回の見直しによるもの